

V 気候変動、人的資本・多様性、CGなど サステナビリティ関連の 改正開示府令のポイント

PWCあらた有限責任監査法人
米国公認会計士

小柳 千佳子

【この章のエッセンス】

●2023年3月期の有価証券報告書から①サステナビリティ情報の開示が導入され、②サステナビリティ情報は4つの構成要素に基づいて開示し、③コーポレート・ガバナンス情報の開示も拡充される。

●将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合は、実際には異なる結果となっても、ただちに虚偽記載等の責任を負うものではないことが明確化された。

はじめに

2023年1月31日、金融庁は、

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正(以下、「本改正」という)を公表した。本改正は、2022年

6月に公表された金融審議会・ディスクロージャーワーキング・グループ報告(以下、「2022年6月DWG報告」という)の提言を踏まえたものである。本改正では、有価証券報告書および有価証券届出書(以下、「有価証券報告書等」という)の「経理の状況」より前の企業情報(いわゆる非財務情報)において、主に、次の開示が新たに要求または拡充される。

●サステナビリティに関する企業の取組みの開示

○サステナビリティ全般に関する開示

○人的資本、多様性に関する開示

(図表1) 改正された主な府令等

- 「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」という)
- 「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(以下、「開示ガイドライン」という)
- 「記述情報の開示に関する原則(別添)―サステナビリティ情報の開示について―」(以下、「記述情報開示原則(別添)」という)

●コーポレート・ガバナンスに関する開示

本改正は、2023年3月31日以後終了する事業年度の有価証券報告書等から適用される。また、施行日(2023年1月31日)以後提出される有価証券報告書等からの早期適用も可能である。

改正された主な府令等は図表1の

とおりである。

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(以下、「金融庁の考え方」という)もあわせて公表された。また、金融庁が同日付で公表した「記述情報の開示の好事例集2022」には、本改正の参考になる開示例が含まれている。

本章では、本改正に関して今3月期決算において留意したいポイントについて、本改正の背景と概要を交えて説明した後で、2022年12月に公表された金融審議会・ディスクロージャーワーキング・グループ報告(以下、「2022年12月DWG報告」という)のサステナビリティ情報の開示に関連する提言についても概説する。図表2に本改正の概要を示した。なお、文中の意見に関する部分は筆者の個人的な見解であることであらかじめ申し添える。

サステナビリティ全般に関する開示

サステナビリティに関する企業の取組みは、わが国において企業経営